

## 市民の意見を聴く会

### 宇 土 市

#### ○ 取組の概要

議会活性化の推進を目的に「議会活性化に関する調査特別委員会」を設置した。本特別委員会は、検討の際に市民の声を聴くことが重要であると認識し、各種団体から構成される「市民の意見を聴く会」を開催し、市民から出された意見を報告書（議会活性化対策改善事項）に反映させた。

#### ○ 宇土市の概要



##### 宇土市の概要

###### 市役所所在地

●熊本県宇土市浦田町51

###### 人口

●38,743人

※H17.3.31現在（住民基本台帳人口）

## ○ 取組について

---

### 1. 取組の背景

- ・ 宇土市議会では、正副議長の選出や政治倫理問題などをめぐり混乱が続いていた。
- ・ 市民の批判が強まるなかで、平成 10 年の市議会議員選挙では、新人が 12 人（定数 22）当選した。
- ・ そのため、1 期目の 7 人の議員が「議会活性化に関する調査特別委員会」を立ち上げ、市民の意見を議会活性化に反映させるために「市民の意見を聴く会」を開催した。

### 2. 取組の具体的内容

- ・ 「議会活性化に関する調査特別委員会」では、市民の意見を議会活性化に反映させるため、平成 13 年 11 月に「市民の意見を聴く会」を開催した。
- ・ 「市民の意見を聴く会」には、商工会、漁協、JA など各種団体から 16 名の代表が出席した。
- ・ 意見として次の事項があった。
  - 議会広報紙の発行により市議会運営や活動状況を市民に周知する。
  - 日曜・夜間議会の開催、委員会の公開、議会の録画中継の実施及び議会ホームページの開設を通じて市民が議会に接する機会を増やし関心を持ってもらう。
  - 「子供議会」を開催し、子どもに関心を持たせる。
  - 市議会議員による条例の提案を行う。

（議会の活性化及び改革の取組経過）

平成 12 年 12 月 議会活性化に関する調査特別委員会設置

平成 13 年 11 月 「市民の意見を聴く会」開催

平成 13 年 12 月 本会議において委員長から最終報告（議会活性化対策改善事項）がなされ全会一致で可決

### 3. 取組にかかる事業費

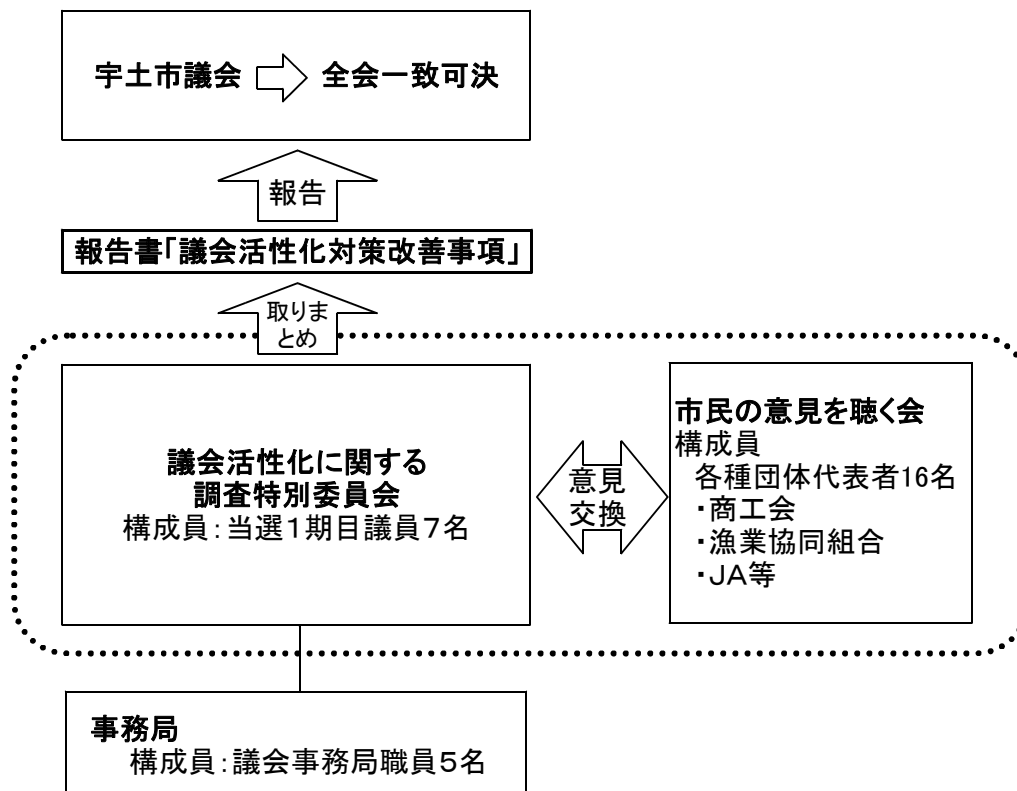
- 事業費概算（千円）

年 度	本会議のモニターテレビ中継	広報誌の発行（4回/年）	合 計
15	5,000（ハード整備）	1,100	6,100
16	600（保守点検）	1,100	1,700
17	600（保守点検）	1,100	1,700

### 4. 取組の体制

- 議会活性化特別委員会は、平成 13 年 12 月議会において委員長から最終報告がなされ全会一致で可決され、解散した。
- 現在、報告された改善事項は、議会運営委員会が推進している。
- 議会事務局の職員数は、報告の前後では変わっていないが、事務局員は研修と情報収集はじめとする自己研鑽を行い能力を高めている。

（体制図）



### 5. 取組の成果

- 「子供議会の開催」は、「市民の意見を聴く会」の意見として「議会活性化対策改善事項」に反映された。

- ・その他の意見についても、「市民の意見を聴く会」を開催する前に、12回開催してきた「議会活性化に関する調査特別委員会」においても検討されてきた事項であり、「議会活性化対策改善事項」に挙がっている。
- ・「市民の意見を聴く会」の意見として実際に実施された事項は、「広報誌の発行」、「委員会の公開」及び「議会の録画中継の実施」である。
- ・議会活性化対策改善事項一覧（実施済）

活性化対策	具体的な実施方法	具体的実施時期	「市民の意見を聴く会」において提案
<b>1 議会の組織・構成について</b>			
委員会制度の改善、運営の充実方策	閉会中の委員会の所管事務調査活動について、継続審査事項の議決を行い活動を行う 1日1委員会の開催	運用中 14年第2回定例会から実施	
議員の審議会等への参画の見直し	参画の基準を ・広域的な審議会・協議会等とする ・法により議員の就任が義務づけられている ・議会の議決事項にない審議会である ・対外的に議員参画が望まれる協議会等	14年10月から実施	
<b>2 議会の機能について</b>			
政策形成機能の充実	議員研修内容の充実 ・常任委員会所管事務調査研修視察の内容充実を図るため、政策課題ごとの小グループ研修の実施と委員会における研修視察結果に基づく討議の実施 ・議員図書館の整備充実（図書購入、パソコンの活用） ・会派室の整備充実	14年度 逐次実施 14年度	
条例による議会の議決事項の追加等の方策	行財政改革大綱の特別委員会設置による審議	14年度	
専決処分に対する適切な対応	重要な事項は、専決前に各所管常任委員長に報告し、必要に応じて委員会を開催	逐次実施	
決算審査結果の取扱いの適正化	決算審査特別委員会の位置付け 9月定例会の初日に委員会設置・付託を行う。9月、11月で審査を終了し、11月予算要求時まで執行部へ提言を行う。認定は、12月議会に行う	14年度から逐次実施	
会社の監視の強化	議員は理事として会社に参画し、監視の強化をさらに行う	運用中	
<b>3 議会運営について</b>			
一般質問等の活発化	① 一般質問 (ア) 通告は所定の様式によって行い、議案審議のための議会運営委員会の前日の午後4時を予告通告締切とし、質問予告者はその後質問事項の調整を行い、定例会開会日の午後4時を正式通告締切とする (イ) 発言順位は開会日前日に抽選により決定する (ウ) 日数は質問者の人数による (エ) 質問時間は質問のみ1時間以内とし、質問の方法は1問1答方式とし、再質問は3回までとする ② 代表質問 (ア) 第1回定例会において一般質問より先行して実施 (イ) 代表質問者は3名以上の会派及び政策グループの代表者 (ウ) 質問時間は一般質問同様に1時間以内とし、質問は一括質問、一括答弁とする (エ) 通告の方法、受付時間等は一般質問に準ずる	15年第2回定例会試行。第3回定例会から実施。 14年第2回定例会から実施（第1回が骨格予算のため）	
討論の活発化	本議会での委員長報告に対する質疑の活発化とともに、議案に対する意見や考え方の相違を明確にし、賛否の論点が市民に明らかになるように討論の活発化を図る	逐次実施	
公聴会制度、参考人制度の充分な活用	・参考人制度は、市民参加の観点から積極的に活用を図る	13年11月本特別委員会にて実施	
議会活動の改善に向けた調査研究活動	・議会運営委員会における審議・調査の位置付けを図るほか、各会派からなる検討委員会を設けて継続的な議会活性化の改善対策を検討して行く ・その調査・検討にあたっては、必要に応じて学識経験者や各種団体代表者に招へいし、各界各層の意見の聴取を行う	14年度から逐次実施	
議会予算の運用・管理について	・委員会旅費の取扱を委員会に帰属する ・軽微な額の流用について、議会全体の予算枠の中で予算の弾力的な運用・管理を行い、効果的な執行を図る	14年度から逐次実施	
<b>4 議会の公開と情報の提供について</b>			
会議の公開の一層の推進	インターネット等活用による議会情報の発信 議員構成による編集委員会の設置に基づく議会広報紙の発行（定例会、臨時会） 本議会のモニターテレビによる中継の実施	14年度 15年第1回定例会分から実施 15年度第3回定例会から実施（本庁1階ロビー及び網田・網津支所に設置）	○ ○
委員会の公開の推進	委員会の完全公開の実施 運用中	運用中	○
会議録の公開の一層の推進	本会議の会議録を市出先機関にも配置し公開 議会独自のホームページ開設による会議録の掲載	運用中 14年度から実施	
市民への情報の提供及び議会PR	ニューメディアの活用 市のホームページに会議録の掲載を行う。（庁内：平成13年11月施行）	14年度（庁外）	

## 6. 今後の課題

- ・「議会活性化対策改善事項」のうち実現したものは、3割程度であり、現在のところ改善の進展状況は、活発ではない。
- ・改善は議員各自の取組によるため、今後の進展は、議員一人ひとりの更なる「意識の改革」にかかっている。